

出雲市監査委員告示 第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査（行政改革部・総合政策部・総務部）を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

平成26年（2014）11月14日

出雲市監査委員 周 藤 滋

出雲市監査委員 吾 郷 紘 一

出雲市監査委員 川 上 幸 博

監 査 第 9 1 号
平成 2 6 年 (2014) 1 1 月 1 4 日

出 雲 市 議 会 議 長 様
出 雲 市 長 様

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 川 上 幸 博

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づく定期監査（行政改革部・総合政策部・総務部）を実施しましたので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

行政改革部

総合政策部

政策企画課（国際交流室含む。）、秘書課、広報情報課、自治振興課、縁結び定住課（出雲ブランド室含む。）、交通政策課 以上6課等。

総務部

総務課（選挙管理委員会事務局、情報管理センター、生活・消費相談センター含む。）、人事課、人権同和政策課、防災安全課 以上4課等。

第2 監査の範囲

平成25年度(2013)予算の執行状況及び事業の実施状況に基づき、財務に関する事務の執行について重点的に監査を行った。

平成26年度(2014)定期監査テーマ『各部課の主要事業、主要業務』

第3 監査の実施期間

平成26年(2014)9月12日から平成26年(2014)10月23日まで

第4 監査の方法

今回の監査は、行政改革部・総合政策部・総務部の各課から、予め監査資料の提出を求め、財務に関する事務の執行の観点からこれらを重点的に審査すると共に、関係職員に対する事情聴取等の方法により実施した。

第5 監査の結果（総括）

提出された監査関係資料、予算執行起案書及び契約書その他関係書類について監査したところ、経理事務を中心とした事務処理については概ね良好であったが、一部において改善・検討を要する処理が見受けられた。

具体的な各課の改善・検討要望事項については、次のとおりである。

《行政改革部》

包括外部監査と行財政改革について

包括外部監査人は、監査テーマに基づき、抽出した一部の事業を監査する中で、市の行財政運営全体に共通する課題や問題を見出し、それに対する統一見解としての監査意見や指摘も打ち出されている。そのため、行政改革部においては、監査を受けた一部の部署だけでなく、事務事業全体の改善や全職員の意識改革に生かす取

り組みがなされ、また、適正な予算執行（行財政改革）の推進に努められてきたところである。今後も、監査委員監査を含め監査結果の中から、市全体で取り組むべき事項を見出し、積極的に行財政改革に取り組んでいただきたい。

一方、本年は、合併から 10 年の節目となるが、まだ旧市町の地域には、当時の制度が残り、オール出雲の統一された制度となっていないものも散見される。地域の独自性や活性化に寄与しているものもあろうが、こういった制度が、地域間の不平等にならないよう、制度の標準化や統一が必要であると思われるので、行財政改革の中で取り組めるものについては積極的に指導されたい。

また、行財政改革は、市民の負担増を伴うものや、総論賛成各論反対の事案も多く、困難を伴うことが予想される。今年度新たに作成された行財政改革大綱にもあるとおり、次世代に重い負担を強いることがないように、積極的な情報公開のもと、聖域なき行財政改革を、丁寧な説明と決断力とスピード感を持って進めていただきたい。

《総合政策部》

【政策企画課】

1 国際交流事業補助金について

この事業は、「国際化社会に対応したまちづくりを推進するために、出雲市民及び市内の団体等が実施する国際交流事業」に対し『出雲市国際交流事業補助金交付要綱』に基づき補助金を交付するものであり、平成 25 年度は、この要綱に基づき、「民間国際交流団体事業補助金」が 8 団体に、「少年少女親善訪問事業補助金」が 1 団体に、「高校生海外体験学習事業補助金」が 2 名に交付された。

「国際化社会に対応したまちづくりを推進するため」に様々な団体や、個人に補助金を交付することは評価するが、その際の補助金の決定方法や、補助金の端数処理の方法、また訪問を伴う事業での人選に改善すべき点が見受けられた。

具体的には、「民間国際交流団体事業補助金」を交付した団体の内、交付申請時のこの事業に係る経費所要額（予算額）と実績報告時の経費精算額が相違しているものが見受けられ、『出雲市補助金交付規則』第 10 条第 1 項各号に定められた補助事業等に要する予算の変更をするときや、その事業内容を変更するとき等に受けなければならない市長の承認が行われていないものがあったようであった。今後、同規則第 10 条第 1 項ただし書き「市長が別に定める軽微な変更については、この限りではない。」に基づく、軽微な変更について具体的に要綱中に明記されたい。あわせて、申請団体や市担当課の事務手続きを軽減するために、『出雲市補助金等交付規則』第 19 条に規定された「補助金等の交付手続の特例」についても検討されたい。

また、補助金により、端数処理方法が異なっており、千円未満の端数を切り捨てたものや、1 円単位までの額を補助金確定額としたものが見受けられた。今後、こ

のような補助金額確定時の端数処理方法のばらつきをなくすためにも、この機会に補助金額の端数処理方法についても、明文化されたい。

この度の監査対象とした補助金の中には、その交付申請から補助金額の確定に至るまでの手続が煩雑なものも見受けられたことも事実ではあるが、すべて「公金」からの支出であることを念頭に置き、補助金の交付申請があったときは、その交付決定や補助金等の額の確定を行うにあたり、『出雲市補助金等交付規則』第5条（交付の決定）および第12条（補助金等の額の確定）に則した慎重な審査および調査等を行ったうえで補助金交付をされたい。

次に、訪問を伴う事業での人選についてであるが、例えば「少年少女親善訪問事業補助金」は、その対象者を要綱で「出雲市内に住所を有する小学生、中学生及び高校生」と規定しているが、平成21年度以降で、この補助金による訪問を行った者は中学生のみであった。今後の国際化社会に対応する人材を育てるためには、早い時期からの海外訪問経験は非常に有益であると思われるので、その人選方法について検討されたい。

2 出雲国際交流会館宿泊研修棟（出雲アカデミーロジ）について

この宿泊研修棟は、市内の民間業者によって平成8年に建築され、平成17年度までは、この民間業者により運営されていたが、平成18年度より「市として青少年健全育成を進めるなかで、宿泊研修棟は、会議のできる交流棟が隣接し、周囲にスポーツ施設がある恵まれた環境にある宿泊施設であり、芸術文化スポーツ活動、青少年健全育成活動の場としても、市として活用する」ため、この民間業者より賃貸借しているとのことであるが、この理由によりこの研修棟に年額約970万円もの賃借料を支払っているのであれば、様々な疑問が生じる。

まず、この施設は、その設置及び管理に関する条例によると「市民の国際化・情報化に向けた教養知識等を高めるための研修や、外国人との交流及び芸術文化・スポーツ活動並びに青少年健全育成の場」として設置されているが、この宿泊研修棟を賃貸借した理由に「市民の国際化・情報化に向けた教養知識等を高めるための研修や、外国人との交流」といった目的が挙げられていない点である。次に、この建物の賃借料を市が支出するようになったのは、平成18年度からであるが、平成25年度においても契約当初の賃借料と同額の賃借料が毎年度支出されている点、さらには、この建物の所在する土地は市所有であるにもかかわらず、この市有地利用に関する書面が作成されていない点である。

出雲市国際交流会館は、その交流棟はもとより、この度の定期監査でとりあげた宿泊研修棟を含め、出雲市議会の行財政改革特別委員会において「売却、無償譲渡を検討」する施設とされている状況もあるので、宿泊研修棟の賃借料や維持管理のあり方について早急に見直されたい。あわせて、宿泊研修棟の所在する土地等について、『不動産登記法』に基づく適正な手続が行われていない点が見受けられたので、早急に法的な手続を行われたい。

【広報情報課】

1 ご縁ネット事業特別会計について

この事業は、昭和 39 年 6 月にサービスを開始した有線放送電話事業を昭和 61 年に旧大社町営とし、平成 10 年度から「大社ご縁ネット事業」として事業を行い現在に至っており、平成 17 年度からは指定管理者制度を導入し、非公募による選定方法により選定された NPO 法人により管理運営が行われている。出雲市は、平成 17 年度の指定管理者制度導入後、毎年度この法人に指定管理料（平成 25 年度は 6,000 万円）を支出しているが、この法人から広報情報課へ提出された事業報告書に添付された「歳入歳出精算書」によると、平成 17 年度以降の収支は常に黒字であり、特に平成 25 年度には約 650 万円を翌年度へ繰越している。また、市所有の車両を法人に無償貸与している事実等も見受けられ、果たしてその指定管理料が適正であるか疑問である。この機会に、指定管理料について改めて検討されることは基より、経営状態が良好であるならば、一步踏み込んで民営化の可能性についても模索されたい。

また、この事業のために必要な局舎等の借地料は契約当初から見直しがされていないものや、その根拠が不明なものがあるので、この機会に借地料の見直しも行われたい。

次に、この特別会計での事業収入等の内から、毎年度出雲市大社ご縁ネット事業基金に「市債の償還及び財政調整」のために積み立てが行われており、平成 26 年 5 月末の同基金の積立額は約 18,590 万円であったが、この基金の用途については、「基金を取り崩したことはなく、現時点では今後の取り崩しの計画もない。」とのことであるので、この基金のあり方について至急検討されたい。

2 記者室のあり方について

記者室の使用については、「市政情報の広報等、市の行政事務の円滑な遂行に寄与しており、公益性が認められる。」として、市役所本庁舎 3 階の 86.00 m²のスペースに対し、出雲記者クラブ幹事社へ無償による目的外使用を許可されている。行政側が記者室を設置・提供する根拠については、京都府庁舎内の記者室設置が行政財産の目的外使用に当たるかどうか問われた住民訴訟事件の判決で、京都地裁が平成 4 年 2 月に「記者室の供用は、京都府の公用に供するもので、行政財産の目的内使用」との判断を示したことや、昭和 33 年 1 月に旧大蔵省管財局長通達で、「国の事務、事業の遂行のため、国が当該施設を提供する」対象の一つに新聞記者室をあげ、「庁舎の目的外使用には当たらない。」と判断していることから、その使用に係る手続き（行政財産の目的外使用とするか、目的内使用とするか）については一考の余地があるが、無償での使用は問題ないと思われる。ただし、京都地裁がこの判決に際し、「便宜供与が過度になれば、原告主張のような違法の問題が生ずるとしつつ、本件記者室の供与が、コーヒーの提供、専属女子職員の配属などの点に多少の行き過ぎがあるとの批判もないではない。」と認定したことや、平成 18 年 3

月に日本新聞協会が『記者クラブに関する日本新聞協会編集委員会の見解』で、「記者室利用に付随して生じる諸経費については、実情に応じて実費を負担する記者クラブが増えている。今回の見解では、諸経費は「報道側が応分の負担をする」という基本姿勢を示した。」としている点からも、「近隣自治体が光熱水費等についても全て無償にしていた。」から出雲市も無償とするのではなく、こういった認定や見解に基づきながら、記者室使用により発生する費用の「応分の負担」について検討されたい。

また、記者室は「記者クラブに加盟する報道機関が使用しているが、加盟社以外の出入りができないわけではなく、市以外の公共団体・諸団体・市民からの情報も自由に提供されている。」とのことであるが、客観的に見て記者室が閉鎖的な空間であることは否めないと思われる。そこで、「記者室」という呼称も含め、開かれた情報発信の場としてのあり方を模索されたい。

⑥電話等の通信料、消耗品等は記者クラブ負担。

【自治振興課】

1 コミュニティ活動促進事業（町内会加入促進）について

町内会は、安心、安全で元気なまちづくりへ不可欠な組織だが、加入率の低下が懸念されていることから、加入率増加に向けての取り組み状況を確認した。自治協会と連携し「加入促進マニュアル」を作成していることや「コミュニティづくり支援補助金」の交付などの取り組みが行われており、その結果、一部で加入率が増となった地区もあることは評価したい。なかなか全体の数字としては成果が表れないが、今後も真摯に「加入促進マニュアル」に掲げられている『行政の役割』を実行されたい。また、近年世帯数が増加し、賃貸物件等が多い地区の中でも加入率に大きな差異が見られるので、その要因を分析されることや他市の先進的な取り組み事例も参考とし、加入率増加につながるよう一層取り組まれたい。

※行政の役割

- ・市民への周知（広報、ホームページ、パンフレットなど）
- ・住民窓口における町内会加入の働きかけ
- ・建築確認申請時における町内会加入の働きかけ
- ・地域の加入促進活動への職員随行、説明
- ・市職員自らの地域の町内会活動への積極的参加
- ・島根県や国または関係機関への協力依頼

2 集落支援事業（集落応援隊）について

集落応援隊（ボランティア）の派遣は、対象集落の方にとって今後も必要とされる事業と解するが、人員確保の問題、関係機関との調整、作業内容の高度化など様々な課題があり、ボランティア登録団体数も伸び悩んでいる。今後も事業を実施していくためには、登録団体の拡充が必要であることは認識されているので、登録増に向けた有効な方策について更なる検討を加えられたい。併せて、危険を伴う作業は業務委託とするなど適切な対応を要請する。

なお、出雲市職員共済会も登録団体として毎回参加しているが、自治振興課職員が中心となっているので、広く多数の職員の参加を期待したい。

【縁結び定住課】

1 『日本の心のふるさと出雲』応援寄附事業および応援寄附事業基金積立について

この事業は、「出雲市の発展を願う郷土出身者や、出雲市に心を寄せる全国の方々から、広く寄附を募り、「日本の心のふるさと出雲」応援寄附事業基金に積み立て、寄附者の意志により、翌年度以降に観光・産業・福祉・教育・環境など幅広い事業に活用する。」こととあわせ、「この事業のPRを行うとともに、寄附者に対し、出雲市の特産品の進呈をはじめ、観光情報等の提供等、出雲の情報発信を行う。」ものである。平成20年度に開始されたこの事業は、順調に寄附額を伸ばし、平成25年度は対前年度比1.82倍増の約6,630万円となり、この寄附金が様々な事業に充当されている。自主財源が少ない出雲市にとって、こうした寄附は非常に有益であることは重々承知しているが、寄附額の増加に伴う経費の増加や、出雲市民の他市等への『ふるさと納税』の状況を視野に入れながら、慎重な事業展開を希望する。特に、毎年度各地で開催される出身者会へ市職員が出席し、この事業の周知活動を行っているが、毎年度同様の周知活動を行うのではなく、新たな周知方法を検討されたい。

また、この寄附金は「寄附者の意志」により「翌年度以降に観光・産業・福祉・教育・環境など幅広い事業に活用する。」といった趣旨であるので、充当した事業の詳細や、充当額の根拠等もあわせて周知されたい。

2 縁結びプロジェクト推進事業（婚活支援セミナー他）について

この事業は、人口減少の要因の一つとなっている未婚化、晩婚化への対策として、平成25年度から取り組むこととなった。限られた予算で事業効果を挙げるには、プロジェクト事業対象者のニーズを的確に把握することが大切となる。そのため、結婚に対する意識調査（アンケート）も実施されたが、得られた結果を見ると、調査に先行して実施されていた「婚活支援セミナー」について、開催要望は低位であったことや、参加者は予定人数の6割であったことなどから、果たして的確にニーズを捉えていたのか疑義を持ったので尋ねた。セミナーはこれまで市内で開催実績がなく、認知度が低いためであったが、重要性は高いとの回答であり、今後、セミナーの効果が発揮されていくことを期待したい。

同時に、結婚を仲立ちする結婚支援者の養成も必要と感じたので申し添える。

【交通政策課】

出雲生活バスサービス事業について

廃止路線等代替バス委託料については、旧市町における選定委員会で決定された事業者との随意契約が前提となっており、選定委員会に提出された見積りをベースとし

て算定され、その後は事業者との協議により積算の補正がされている。

前年度実績に基づく算定では、前述の算定方法と比較すると経費の高騰があるということであり、経費節減に繋がるベターな方法によることは必要なことである。

ケースバイケースはあろうと思うが、路線によっては前年度実績に基づいて算定されているところや、平成 24、25 年度、精算時に 200 万円前後の変更増が生じている路線もあるので、設計手法については検証しながら進めてもらいたい。

また、廃止路線等代替バス事業については、生活面での利用が減少しているということであるが、交通弱者の利便を確保するという行政が担う役割があり、コスト論も含め総合的に検討し進める必要がある。平成 23 年度に答申された「出雲市公共交通システムのあり方」に基づき、地域の運行協議会等の意見を踏まえて、路線によってはデマンド型の運行に切り替えるなど努力されている状況は理解できた。当該事業の委託経費も約 5,000 万円であり、今後も引き続き、費用対効果の検証、利用者のニーズ把握の上、実態に即した運行事業遂行に努められたい。

《総務部》

【総務課】

1 島根大学医学部支援協議会に対する負担金について

島根大学医学部支援協議会は、平成 14 年に、島根医科大学が地域に根ざした大学として一層発展するよう、官民一体となった支援を行っていくため「島根医科大学支援協議会」として発足した。文部科学省による国立大学の再編、統合を大胆に進めるという大学の構造改革方針の中、平成 15 年に島根大学と島根医科大学は統合し、協議会も「島根大学医学部支援協議会」と名称を変更し今日に至っている。

協議会の具体的な事業は、構成団体からの負担金を取りまとめ、一般財団法人を経由し、島根大学医学部が実施する地域貢献活動に対して寄附をすることである。

出雲市も構成員として年額 800 万円の負担金を協議会へ支出しているが、この金額は協議会設立当初から変わっていない。

設立当時から 10 年以上が過ぎ、協議会の目的どおり、島根大学医学部は、すでに地域に定着したものとなってきていると思われる。については、協議会にはかり負担金額の見直しをすることを検討されたい。

また、市として「地方公共団体から国等に対する寄附金等の取扱いについて」（平成 23 年 1 月 29 日閣議決定）に示された、国と地方の財政規律を確保する観点にも十分留意されたい。

2 電子申請等受付システム事業について

この事業は、島根県と県内市町村が共同で開発した「しまね電子申請サービス」の運営経費を支出しており、このサービスを用いて、電子申請に限らずイベント受付や施設予約等も行うことができる。このシステムを利用した電子申請のうち、市民の利便に供する主な申請は、「住民票の写しの交付申請」、「印鑑登録証明書の交

付申請」、「課税証明書交付申請」、「所得証明書交付申請」、「納税証明書交付申請」だと思われるが、平成 25 年度にこのシステムで行われた電子申請受付 2,701 件のうち、市民の利便に供する申請は、「印鑑登録証明書の交付申請」の 1 件のみであり、それ以外の 2,700 件は業務等で利用されていた。この数字が示すように、現在、当該システムでは申請手続きしかできず、交付をうけるには市役所の窓口に行かなければならないため、市民にとっては利便性が低いと思われる。

島根県全体でも、この電子申請受付の利用は 3,695 件とイベント受付や施設予約に比べて極端に利用者は少ないが、平成 17 年度のシステム導入後、多額の運営費負担金（平成 17 年度以降の運営費負担金総額は、約 9,020 万円）を支出しているので、出雲市だけでなく、島根県全体でこのシステムの利用促進方法を検討するよう働きかけをされたい。

なお、提出された書類は『出雲市文書管理規則』によらない方法で保管整理されていたので、改善されたい。詳細については、別途文書にて通知する予定である。

【人事課】

職員のメンタルヘルス対策について

職員が心身ともに健康であり、各々が能力を最大限に発揮できる状態で業務に従事することが、住民サービスの向上につながると思われる。現在、職員研修等取り組まれているようであるが、職員の健康管理を「組織としての重要な問題」として、具体には管理職を中心にメンタル不調者を出さない職場づくりに今後もより一層取り組まされたい。

また、メンタルヘルス健康相談については、平成 24、25 年度と利用者が非常に少なくなってきた。この相談事業については、適宜見直しを行い、また利用した職員から事業への改善の要望等があれば反映させるなどして、より有効な事業になるようにされたい。

【防災安全課】

防災情報の伝達と職員対応について

整備された統合卓により自動的に発信される情報（気象警報・緊急地震速報・国民保護情報）が伝達できない地域は、大社地域と出雲地域（南部を除く）で、人口の 6 割弱（約 10 万人）にあたる。

この場合、最も有効な情報伝達手段は、携帯電話のエリアメールだと思われるが、自動的に発信されるのは、「緊急地震速報」と「津波警報」のみであり、高齢者や子供などに伝わらない可能性が高い。

リスクマネジメントを行い、特に情報発信設備の被災を想定した対応マニュアルの作成やそれに基づく訓練などについても検討されたい。

また、最近、ゲリラ豪雨等も多いので、避難所や避難ルート等について、地域の

実態をよく知っておられる住民に対するアンケートなどにより、意見を伺うのも有効かと考える。

そのほか、被災地で実際に活動した職員等の意見を取り入れた訓練や、地区担当職員や支所応援職員をはじめ多くの職員が参加する訓練により、職員が実践的な訓練経験を積めるよう検討されたい。